ひょうしんスーパー定期預金「冬日和プラス」規定

１．預け入れ

（１）この預金への預け入れは「個人」のお客さまに限ります。（個人事業者のお客さまも含みます。）

（２）預入期間は１年、３年のいずれかとし、自動継続のスーパー定期〈自由金利型定期預金（M型)〉（期間３年は複利型）として取扱います。

２．継続後の利率

この預金の継続後の適用利率は、満期日におけるスーパー定期それぞれの期間の店頭表示利率にて自動継続いたします。

３．利息

（１）利息は預入日（継続の場合はその継続日）から満期日の前日までの日数および証書・通帳記載の利率（継続後の預金については上記２の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって、計算（期間３年の定期預金については、６カ月複利の方法で計算）して満期日に支払います。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次のとおり預入期間 に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（期間３年の定期預金については、６カ月複利の方法で計算）して、この預金とともに支払います。

＜満期日前の解約の場合＞

定期預金	預入期間	解 約 利 率
１年もの	６ヶ月未満	解約日における普通預金利率
	１年未満	約定利率×50％
３年もの	６ヶ月未満	解約日における普通預金利率
	１年未満	約定利率×40％
	１年６ヶ月未満	約定利率×50％
	２年未満	約定利率×60％
	２年６ヶ月未満	約定利率×70％
	３年未満	約定利率×90％

※満期日前の解約利率は、スーパー定期（M型）の規定と同様とする。

なお、本規定に定めのない事項については、預金規定集〈共通規定〉〈総合口座取引規定〉および〈自由金利型定期預金（M型）規定〉により取扱います。

2026. 11

兵庫信用金庫